

鎌倉市住宅マスタープランの改定支援等業務 公募型プロポーザル審査基準				
分類	評価項目		評価基準	配点
書類評価	1	過去に住宅マスタープランや住生活基本計画策定等の実績を有するか。	過去5年間（令和2年（2020年）以降）に住宅マスタープラン等策定又は改定支援業務を地方公共団体から受注し完了した実績	5点
	2	業務履行に向けた組織体制が充実しているか。	主担当者等が業務に関連する資格を有しているか。	5点
	3	募集要領「3参加資格（6）」に規定する実績を有する者が主担当者として配置されているか。	経験を有する担当者が主担当者として配置されているか。	5点
	小計			15点
企画提案書及びプレゼンテーション評価	4	新たに加える視点・重要と考える視点の提案	住生活基本計画（全国計画）、神奈川県住生活基本計画、住宅マスタープラン、本市総合計画、その他関連計画を理解し、大きく変化する社会情勢を踏まえ、新たに加える視点・重要と考える視点等が提案できているか	15点
	5	効果的な基礎調査の実施	市民意識調査、マンション管理実態調査について目的を理解し、効率的な調査実施方法や調査によって得られたデータの活用等について具体的な提案がされているか。	15点
	6	幅広い世代への理解や表現の工夫に関する提案	幅広い世代の住まいや暮らしに関する理解を高められるマスタープランの構成や、表現のアイデアを提案できているか。	15点
	7	市の手続きへの理解と業務効率化等の提案	市の手続きを理解し、効率的な業務実施の手法や業務期間短縮の工夫が盛り込まれた提案となっているか。	15点
	小計			60点
合計				75点